

法令改正によるタスク・シフト/シェアを進める 場合の具体的なイメージについて

- 本資料は、資料3「法令改正を行いタスク・シフト/シェアを推進する業務（案）について」の業務について、法令改正をした場合、その前後における当該業務の具体的な流れを整理したもの。
- 各行為に記載している（ ）の番号は、資料3-1で示した項目の番号。
- 改正前に実施している職種は、主に実施していると考えられる職種を記載している。
- 改正前から実施している職種は、改正後も引き続き実施可能である。（改正後のイメージの一部には記載を省略しているものもある）
- 法令改正を行うと、職種毎に業務を一貫して行うことが出来るようになり、タスク・シフト/シェアが進むのではないか。この場合においても以下の点に留意が必要。
 - ・ 各医療スタッフがチームとして目的と情報を共有し、医療スタッフ間の連携・補完をすすめること
 - ・ 一連の業務の中で、適宜医師への報告を行う必要があること
- 仮に法令改正を伴うタスク・シフト/シェアを進める場合、改正後に本資料の具体的なイメージを活用することで、医療従事者への理解を深めることが出来るのではないか。

診療放射線技師へのタスク・シフト/シェア（イメージ）

RI検査、造影検査（1, 2, 6, 7,）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

静脈路確保

RI核種や造影剤の注入

撮像

抜針、止血

改正前

（緊急時は医師や看護師が対応できるよう、体制を整備）

医師、看護師

RI核種：医師
造影剤：医師、看護師、診療放射線技師

医師、診療放射線技師

RI核種：医師、看護師
造影剤：医師、看護師、
診療放射線技師

改正後

（緊急時は医師や看護師が対応できるよう、体制を整備）

診療放射線技師

○ 撮像室への入室から静脈路確保、RI核種の注入、撮像、抜針、止血まで、診療放射線技師による一貫した対応が可能になる。

CTコログラフィ検査（3）

肛門からの炭酸ガスの注入

撮像

肛門からの炭酸ガスの吸引

改正前

医師、看護師

医師、診療放射線技師

医師、看護師

改正後

診療放射線技師

○ CTコログラフィ検査において、診療放射線技師による一貫した対応が可能になる。

診療放射線技師へのタスク・シフト/シェア（イメージ）

上部消化管造影検査（5）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

鼻腔にカテーテルを挿入

鼻腔カテーテルから造影剤を注入

撮像

鼻腔カテーテルの抜去

改正前

医師、看護師



医師、看護師



医師、診療放射線技師



医師、看護師

改正後

医師、看護師



診療放射線技師



医師、看護師

○ 撮像室での上部消化管造影検査において、診療放射線技師による一貫した対応が可能になる。

病院又は診療所以外の場所における超音波検査（8）

改正前

病院、診療所内での検査：医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師
病院、診療所外での検査：医師、看護師、臨床検査技師

改正後

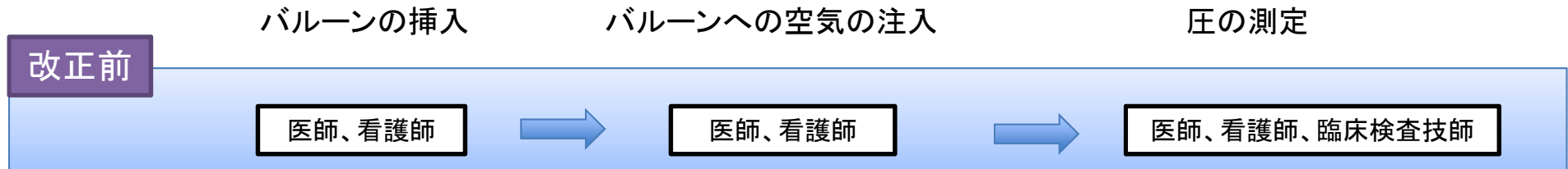
病院、診療所内外での検査：医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師

○ 病院、診療所外でも診療放射線技師の超音波検査施行が可能になる。

臨床検査技師へのタスク・シフト/シェア（イメージ）

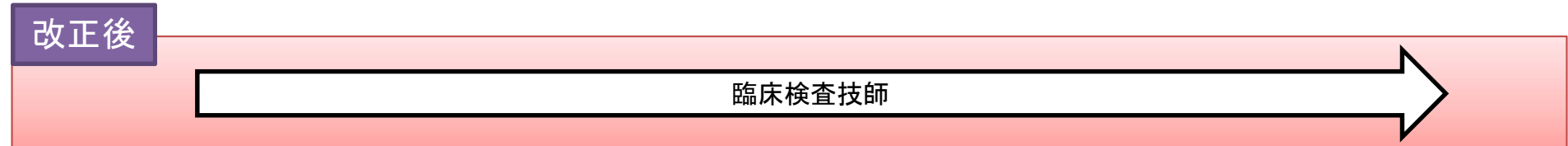
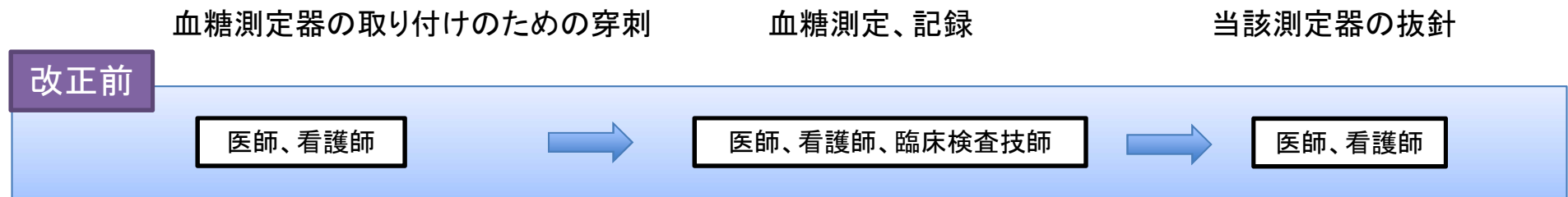
直腸肛門機能検査（9）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能



○ 直腸肛門機能検査において、臨床検査技師による一貫した対応が可能になる。

持続血糖測定（10）

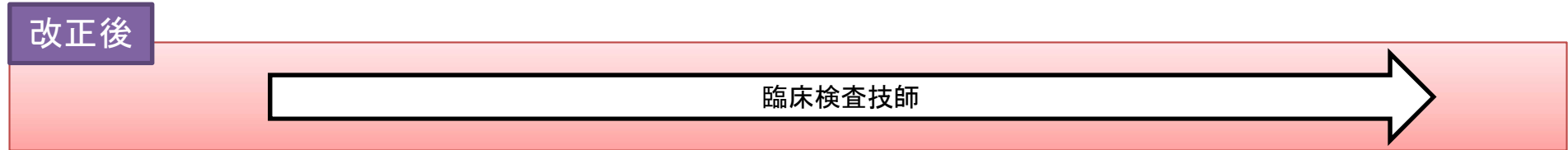
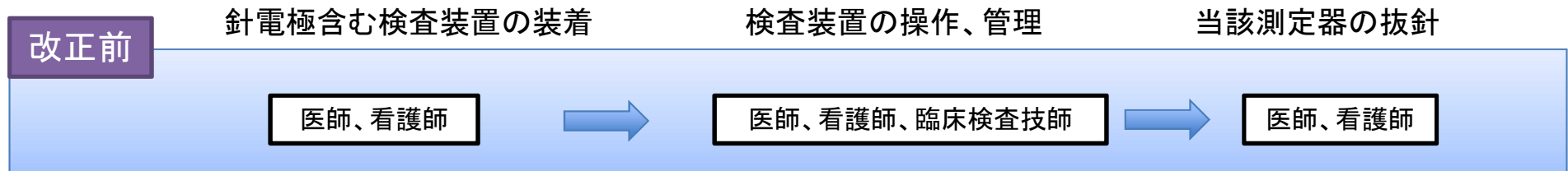


○ 持続血糖測定検査において、臨床検査技師による一貫した対応が可能になる。

臨床検査技師へのタスク・シフト/シェア（イメージ）

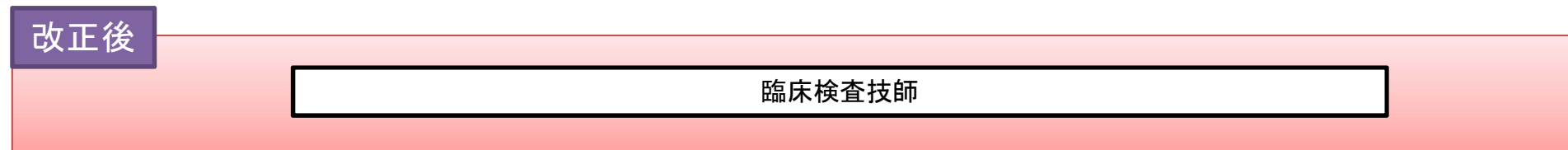
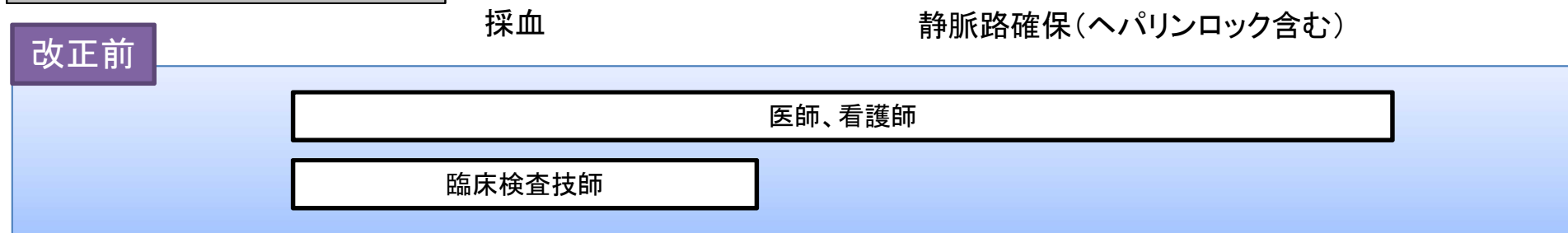
※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

術中モニタリングに係る電極装備、当該検査装置の操作、管理（11）



○ 術中モニタリング（電位測定）において、臨床検査技師による一貫した対応が可能になる。

静脈路確保（12, 13）

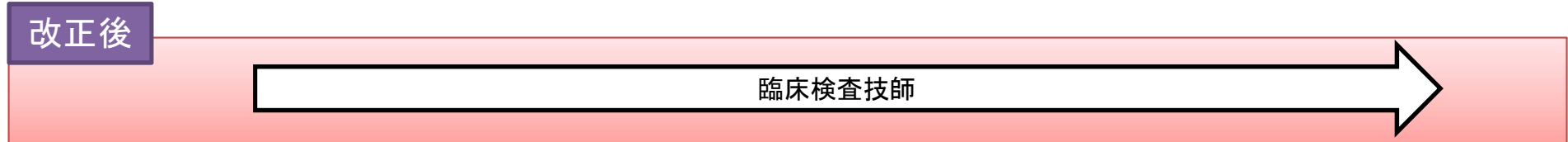


○ 臨床検査技師が採血した場合も、静脈路の確保が可能になる。

臨床検査技師へのタスク・シフト/シェア（イメージ）

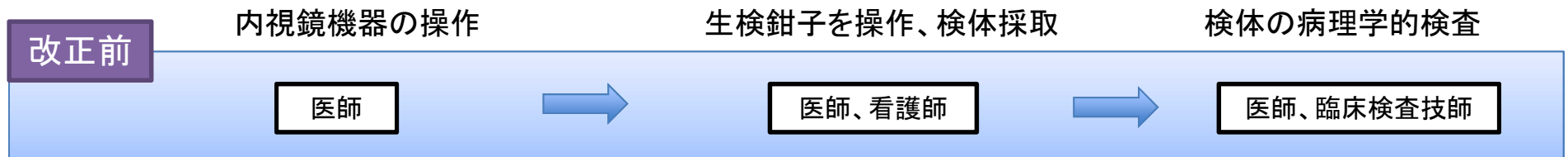
検査のための採痰（誘発採痰を含む）（14）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能



○ 喀痰の微生物検査において、臨床検査技師による一貫した対応が可能になる。

消化器内視鏡検査・治療における生体組織採取（15）

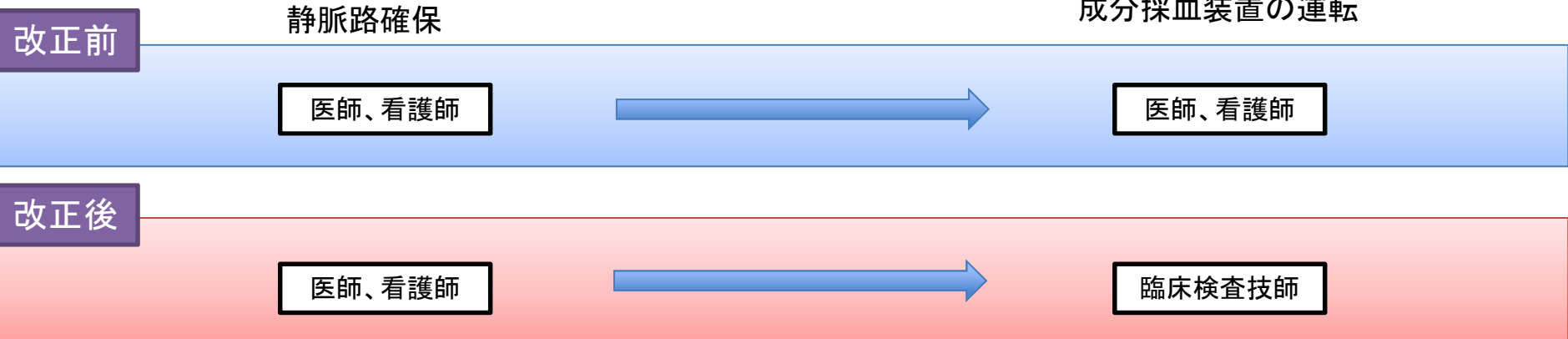


○ 医師の立ち会い、具体的な指示の下での生体組織の検体採取を臨床検査技師が行うことで、一部の内視鏡検査・治療において、臨床検査技師を助手として活用可能になる。

臨床検査技師へのタスク・シフト/シェア（イメージ）

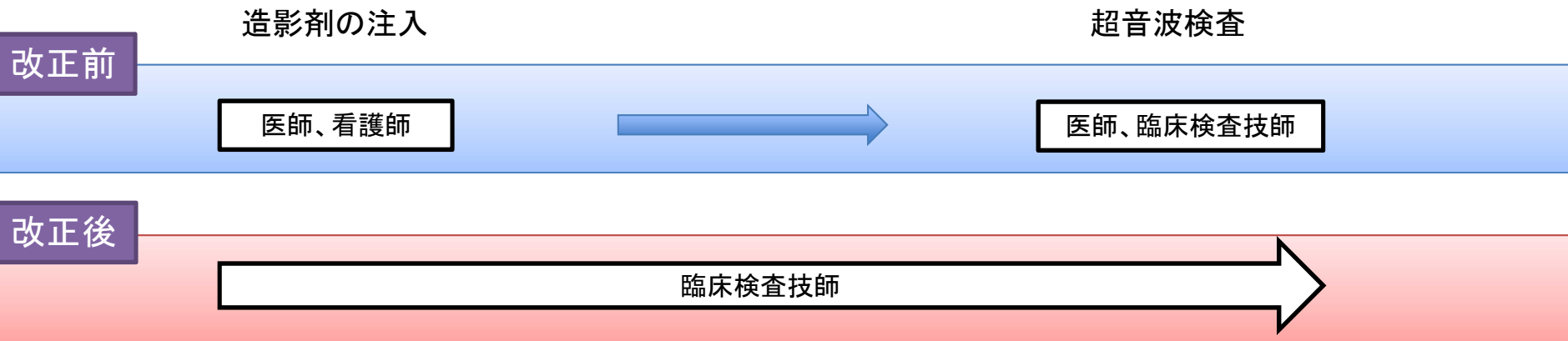
成分採血装置の運転（16）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能



- 成分採血装置の運転が可能になる。
※法令改正により採血と伴う静脈路確保を可能とすれば、臨床検査技師による一貫した対応が可能になる。

超音波造影検査（17）



- 超音波造影検査において、臨床検査技師による一貫した対応が可能になる。

臨床工学技士へのタスク・シフト/シェア（イメージ）

血液透析時のバスキュラーアクセスへの穿刺、抜去（18）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き継

改正前 バスキュラーアクセスへの穿刺 透析機器の操作等 カニューレの抜去

シャント：医師、看護師、臨床工学技士
動脈表在化：医師、看護師

医師、看護師、臨床工学技士

シャント：医師、看護師、臨床工学技士
動脈表在化：医師、看護師

改正後

（シャント、動脈表在化ともに）臨床工学技士

○ シャントに加え、動脈表在化への穿刺、カニューレの抜去が可能になり、臨床工学技士の一貫した透析業務が実施出来るようになる。

（生命維持管理操作の操作に付随する）輸液ポンプ等を用いた薬剤投与のための静脈路確保（19）

改正前 生命維持管理操作の操作に付随する静脈路確保 生命維持管理装置の操作としての薬剤投与 カテーテルの抜去

医師、看護師 医師、看護師、臨床工学技士 医師、看護師

改正後

臨床工学技士

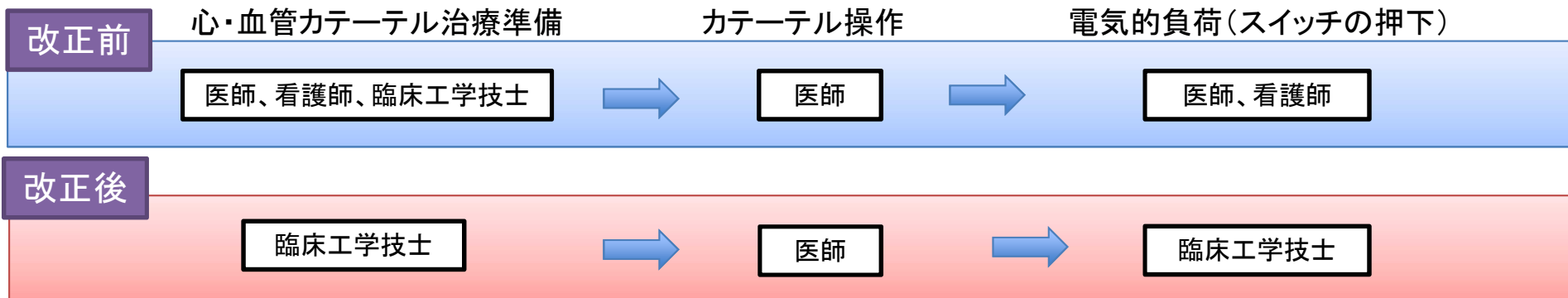
医師、看護師

○ 臨床工学技士の静脈路確保が可能になることで、静脈路確保から生命維持管理装置を操作しての薬剤投与まで臨床工学技士が一貫して業務を行えるようになる。

臨床工学技士へのタスク・シフト/シェア（イメージ）

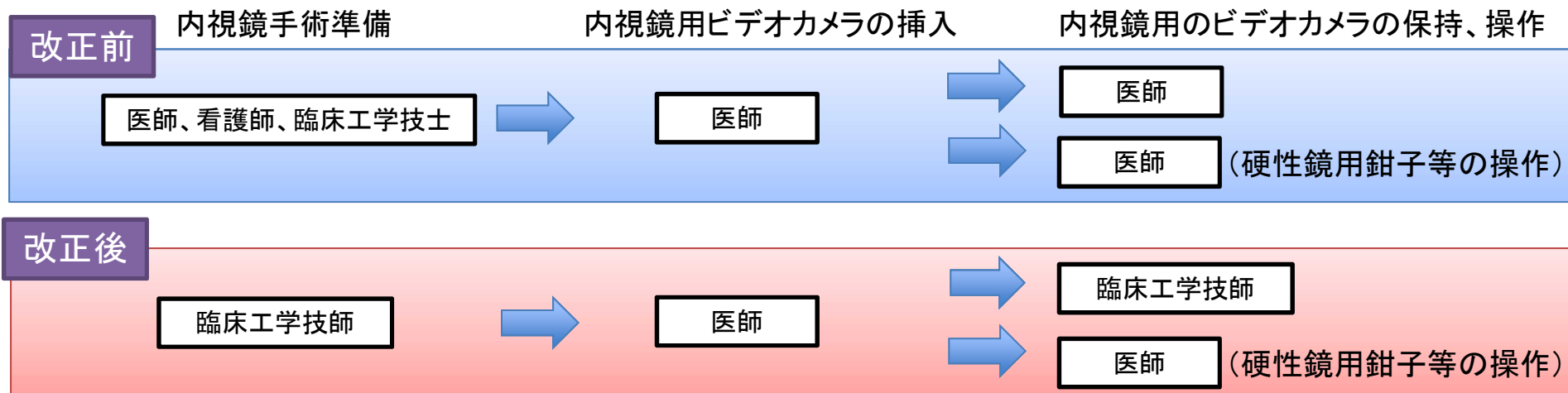
心・血管カテーテル治療時に身体への電氣的負荷等
等を加ける装置のスイッチを押下する行為(20)

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能



○ 臨床工学技士が心・血管カテーテル治療時に身体への電氣的負荷等を加える装置のスイッチを押下する行為が可能になる。

内視鏡外科手術での硬性鏡の保持及び視野を確保するための操作(21)

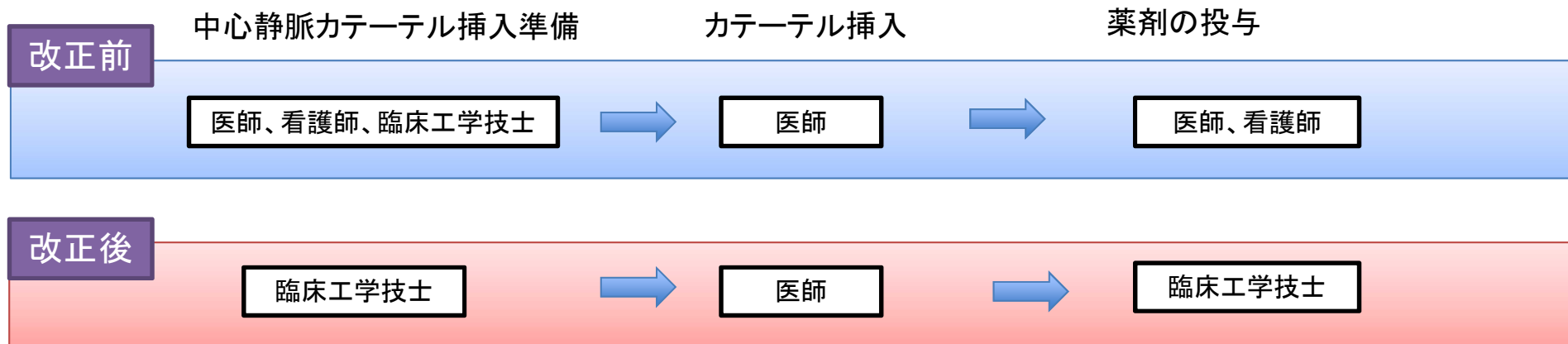


○ 臨床工学技士の内視鏡用ビデオカメラの保持、操作が可能になり、医師1名は他の業務の対応が可能となる。

臨床工学技士へのタスク・シフト/シェア（イメージ）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

人工呼吸器等の生命維持管理装置を装着している患者に対する
輸液ポンプによる中心静脈カテーテル等からの薬剤の投与（22）



- 臨床工学技士が人工呼吸器等の生命維持管理装置を装着している患者に対して輸液ポンプを用いた中心静脈カテーテル等からの薬剤の投与が可能になる。